

I し尿処理の概要

◆し尿収集業務の変遷

- 昭和29年 清掃法制定⇒既存事業者が許可制で営業開始
- 昭和31年 料金格差が問題化⇒市が呼掛け長野市清掃組合設立
- 昭和32年 料金統一
- 昭和41年 大合併⇒合併地区(若穂を除く)の事業者が組合に加入
- 昭和44年 委託制開始(若穂を除く)
- 昭和46年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行(清掃法廃止)
- 平成3年 長環協(法人化)※に一括委託
- 平成17・22年 合併⇒合併地区は許可制
- 平成28年 全市委託制に移行(10月)

●合併経過(地区名)

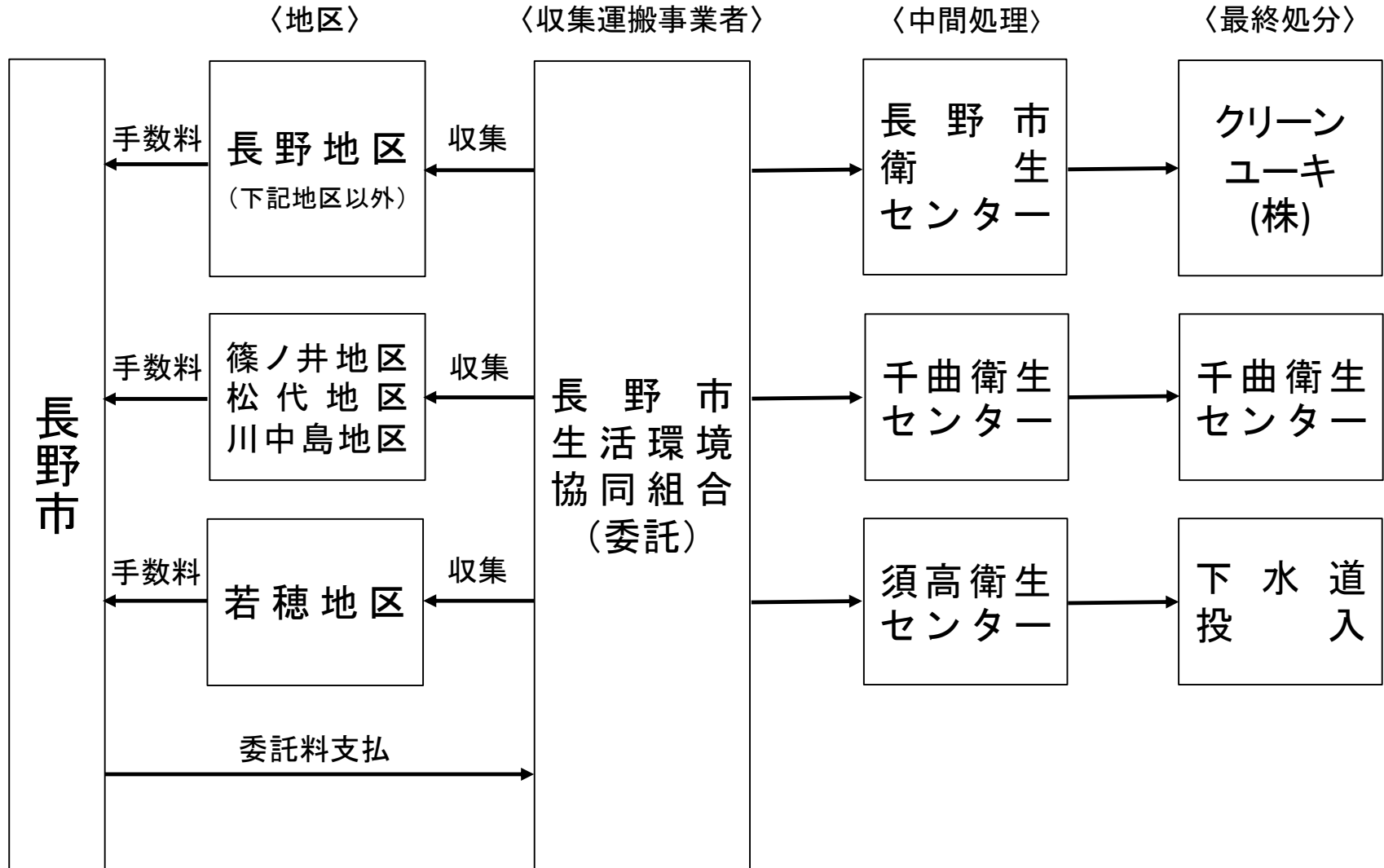
昭和41年 篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、七二会、信更

平成17年 豊野、戸隠、鬼無里、大岡

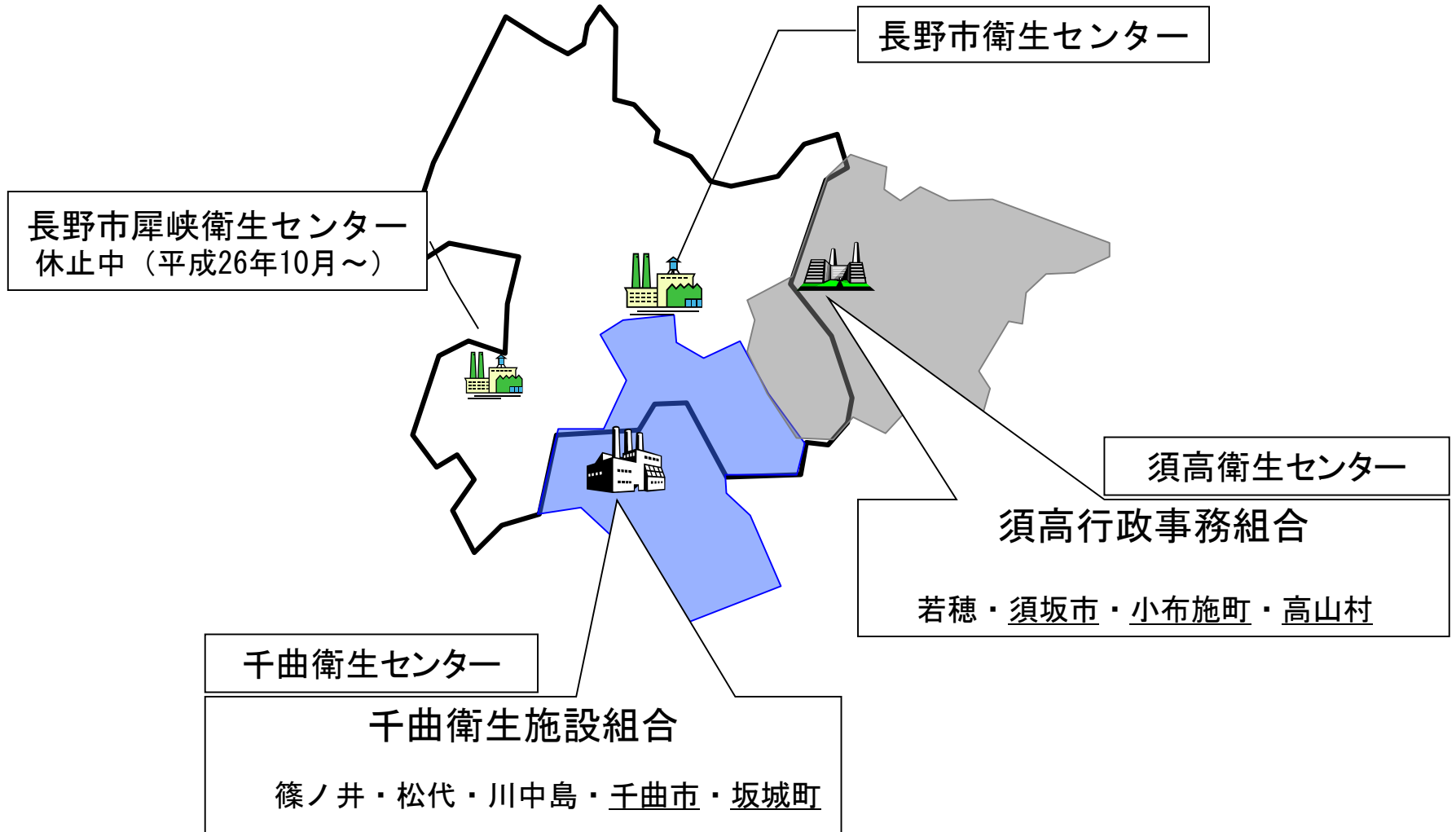
平成22年 信州新町、中条

※長野市清掃組合が法人化⇒長野市生活環境協同組合(長環協)

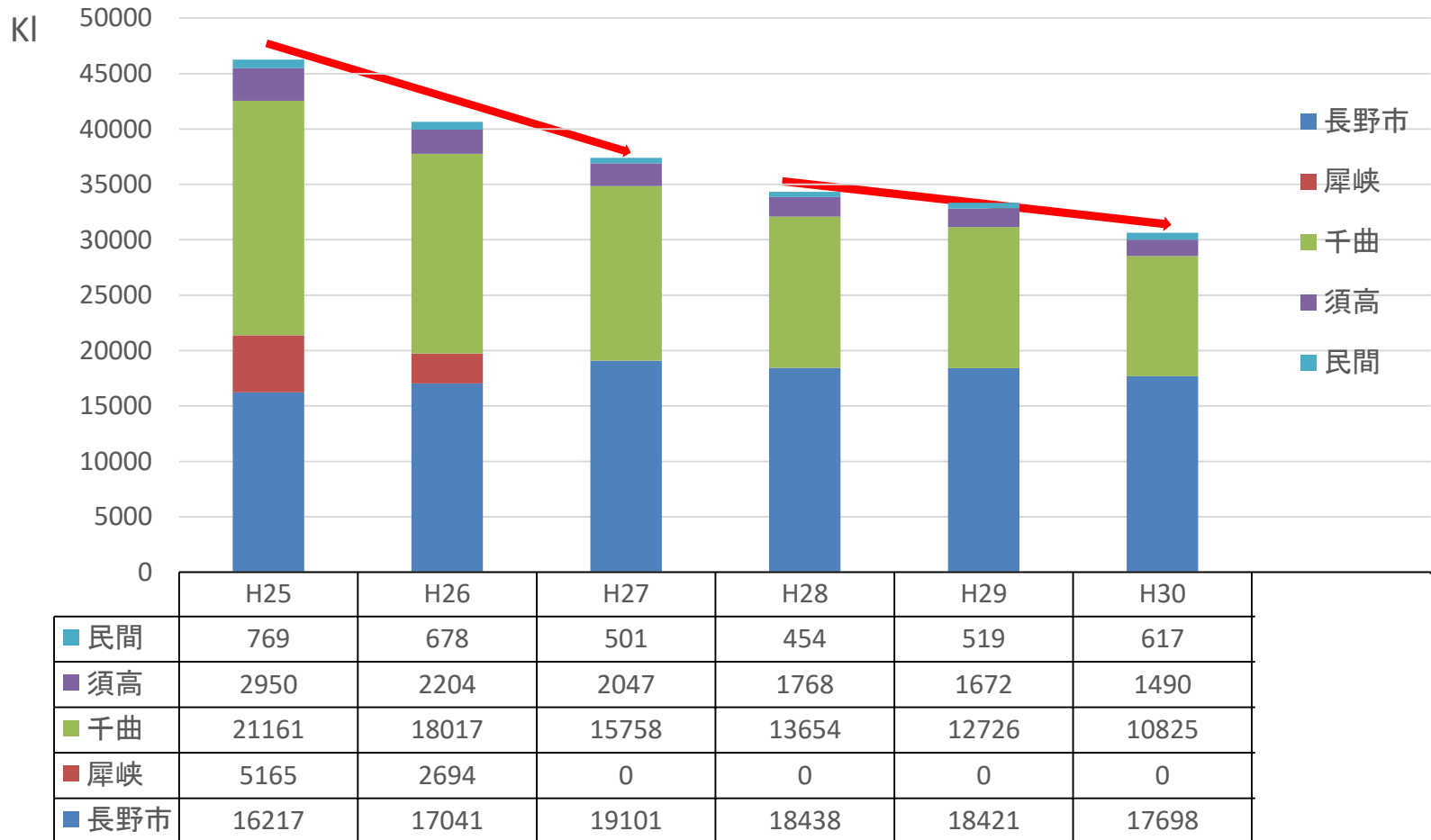
し尿の処理体系



し尿処理施設

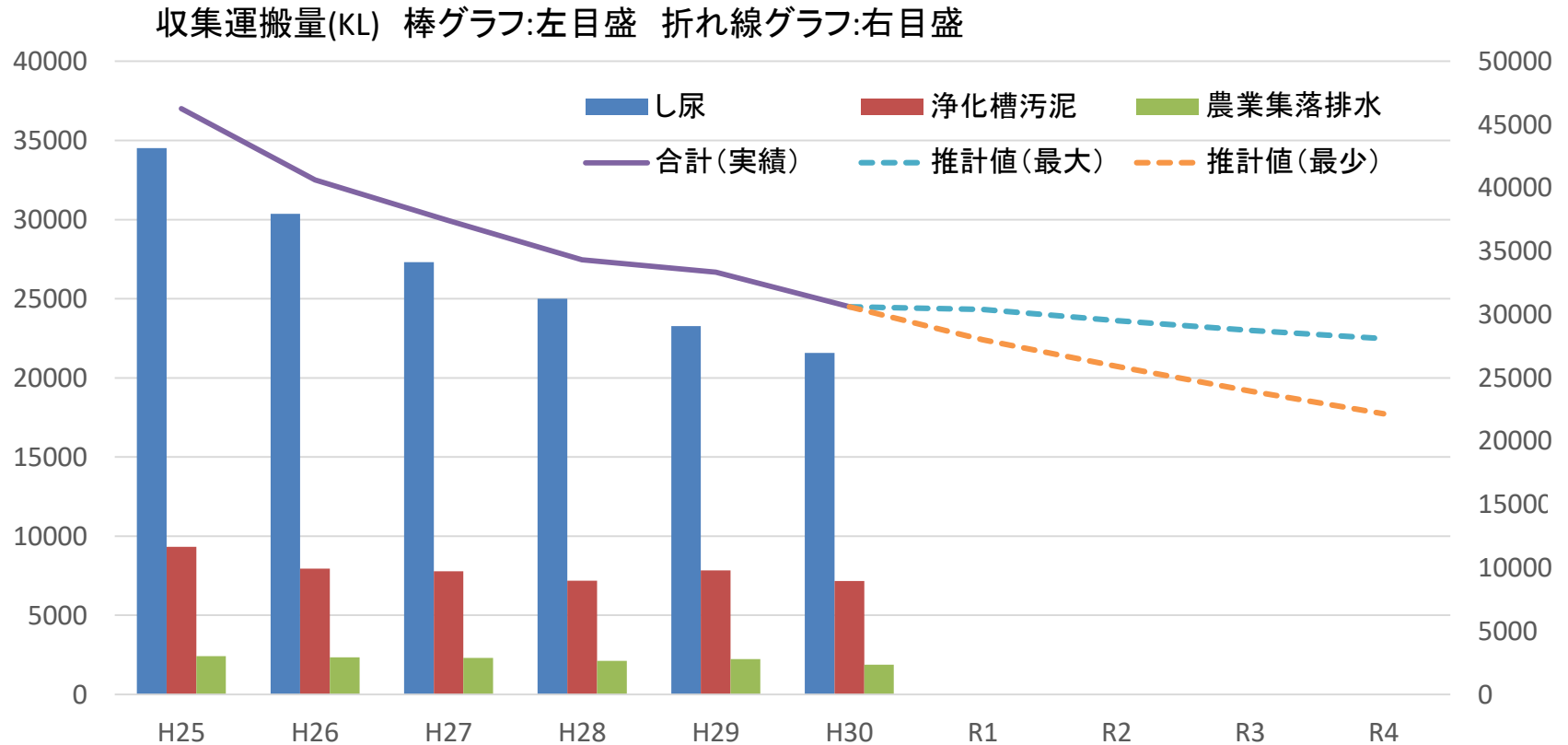


し尿処理施設別処理量



- ・長野市衛生センター(犀峽衛生センター分を含む)の処理量は微減
- ・千曲衛生センター、須高衛生センターの処理量は減少

し尿・浄化槽汚泥等収集量の推移



し尿処理手数料見直しの方法

収集量の推計

手数料算定の対象⇒令和2～4年度

収集量の推計は、直近6か年(H25～H30)実績から表計算ソフトを用いて算出。

全体的に緩やかに減少が続く見込み。

収集量	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2・3・4
し尿	34,517	30,356	27,319	24,996	23,270	21,588	合計推計 28,003 ～30,412	合計推計(年平均) 24,007 ～28,788
浄化槽	9,325	7,940	7,761	7,189	7,839	7,169		
農集排	2,420	2,338	2,327	2,130	2,230	1,873		
合計	46,262	40,634	37,407	34,315	33,339	30,630		

- ◆収集量は各処理施設別の処理形態別収集量の合計
- ◆H25～H30は実績値、R元年度以降は推計値

し尿処理手数料見直しの方法

手数料(収集原価)の算定

$$\text{収集原価} = \text{収集経費} \div \text{収集量}$$

収集経費

=

長野市全体の収集経費

1台・1か月当たりの経費(人件費・車両費等)を
基に稼働車両台数から収集経費を算出

収集量(単位)

=

令和2~4年度の平均

し尿処理手数料は、収集運搬にかかる経費の負担

他市の状況(県内)

No.	市名	比較対象	従量制 (36ℓ換算)	説明
1	岡谷市		2,110円	180ℓまで2,110円
2	駒ヶ根市		2,100円	216ℓまで2,100円
3	茅野市		2,100円	180ℓまで2,100円
4	東御市		2,000円	1ℓ当たり8.8円 最低料金2,000円
5	諏訪市		1,990円	180ℓまで1,990円
6	中野市		1,570円	180ℓまで1,570円
7	千曲市		960円	120ℓまで960円
8	飯山市		455円	50ℓ当たり421円×1.08(税)
9	安曇野市		408円	10ℓ当たり102円
10	飯田市	◎	390円	18ℓ当たり195円
11	長野市		378円	36ℓ当たり
12	松本市	◎	372円	18ℓ当たり186円
13	須坂市	◎	367円	18ℓ当たり170円×1.08(税)
14	大町市		364円	10ℓ当たり91円
15	上田市	◎	362円	18ℓ当たり181円
16	佐久市		362円	10ℓ当たり90.7円
17	伊那市		348円	10ℓ当たり87円
18	小諸市	◎	328円	18ℓ当たり152円×1.08(税)
19	塩尻市		328円	10ℓ当たり82円

他市の状況(比較対象の中核市)

No.	都市名	従量制(36ℓ換算)	説明
1	長崎市	822円	18ℓ当たり411円
2	下関市	600円	18ℓ当たり300円
3	呉市	500円	18ℓ当たり250円
4	高知市	480円	18ℓ当たり240円
5	大津市	470円	36ℓ当たり
6	久留米市	440円	18ℓ当たり220円
7	宇都宮市	432円	18ℓ当たり216円
8	松江市	420円	36ℓ当たり
9	長野市	378円	36ℓ当たり
10	岡崎市	350円	36ℓ当たり
11	前橋市	340円	36ℓ当たり
12	鹿児島市	340円	18ℓ当たり170円
13	豊田市	330円	36ℓ当たり
14	岐阜市	320円	36ℓ当たり
15	大分市	320円	18ℓ当たり160円
16	高崎市	300円	36ℓ当たり
17	横須賀市	260円	36ℓ当たり
18	柏市	124円	1ℓ当たり3.45円

し尿収集車両1台・1か月当たりの収集経費

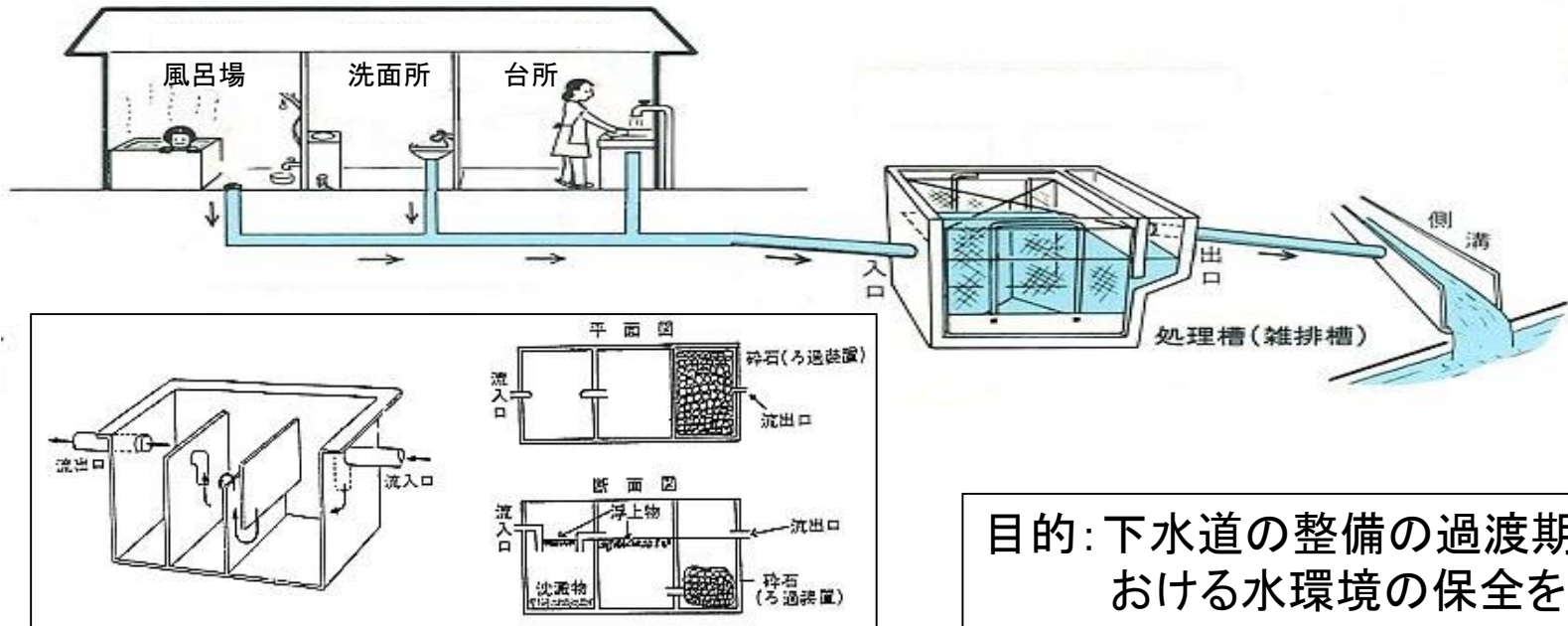
科目	金額(円)	構成比(%)	内訳
① 人件費	453,699	51	給料・賞与・諸手当・社会保険料等
② 福利厚生費	20,016	2	退職積立金・被服費等
③ 車両費	189,301	21	車両減価償却費・公租公課・保険料等
④ 流動費	118,992	13	修繕費・燃料費・消耗品費等
管理経費	101,661	12	事務諸経費(①～④合計×13%)
合計	883,669	100	

手数料改定の推移

(1単位(36ℓ):円)

H20	H23	H26	H29(現行)
307 (2.67%)	320 (4.23%)	358 (11.88%)	378 (5.59%)

Ⅱ 生活雑排水簡易浄化槽の概要

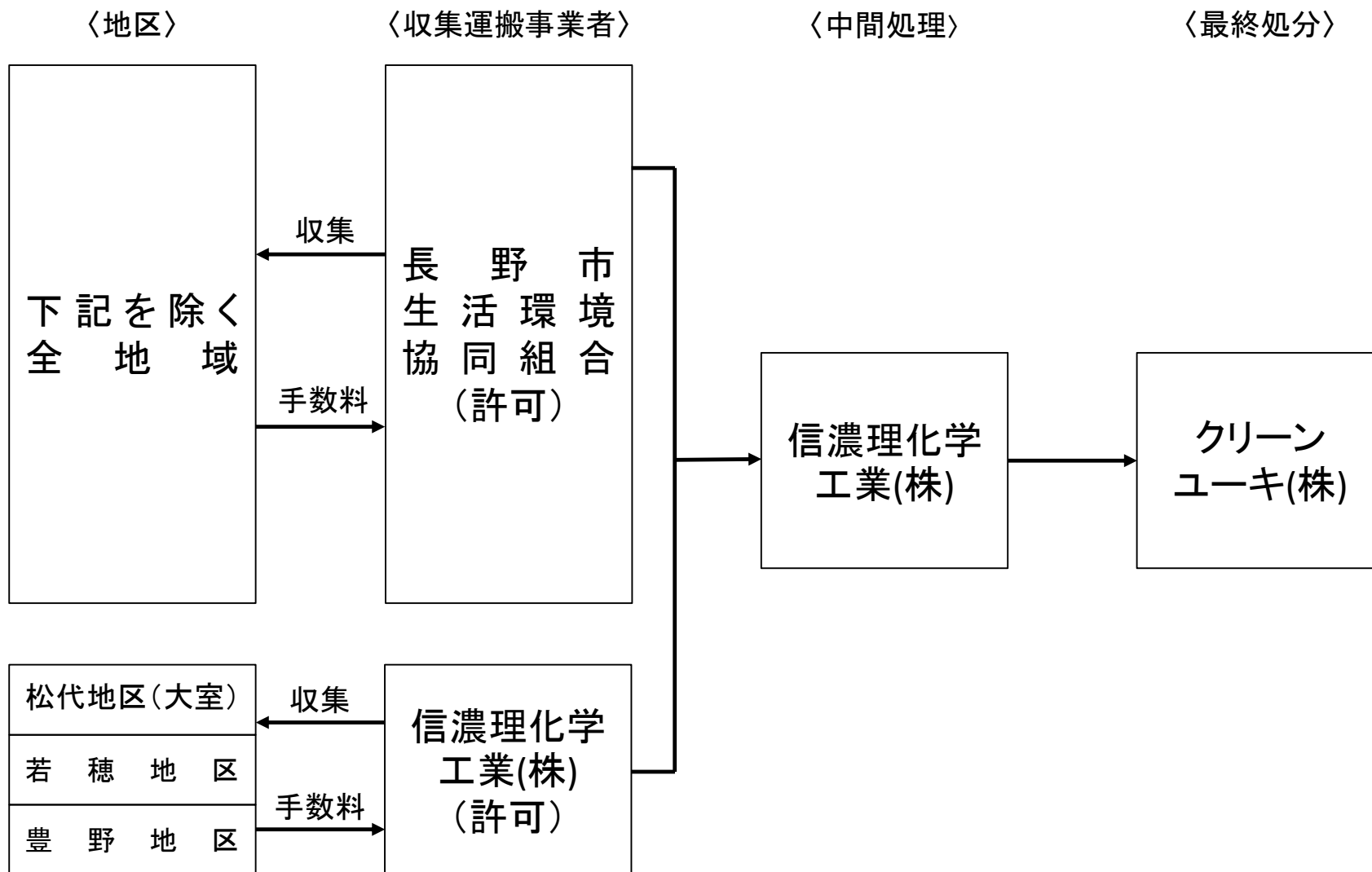


目的: 下水道の整備の過渡期における水環境の保全を図る

◆生活雑排水簡易浄化槽の変遷

- 昭和48年 生活雑排水簡易浄化槽設置補助金制定 ⇒ 設置を促進
- 昭和52年 新築家屋 ⇒ 設置を義務化(建築確認申請時にチェック)
- 昭和59年 生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金制定 ⇒ 定期清掃の促進
- 平成14年 下水道の普及に伴い設置補助金廃止

生活雑排水簡易浄化槽汚泥の処理体系



収集運搬事業者と中間処理施設

地区別収集許可事業者

長野市生活環境協同組合



下記を除く全地域

信濃理化学工業(株)



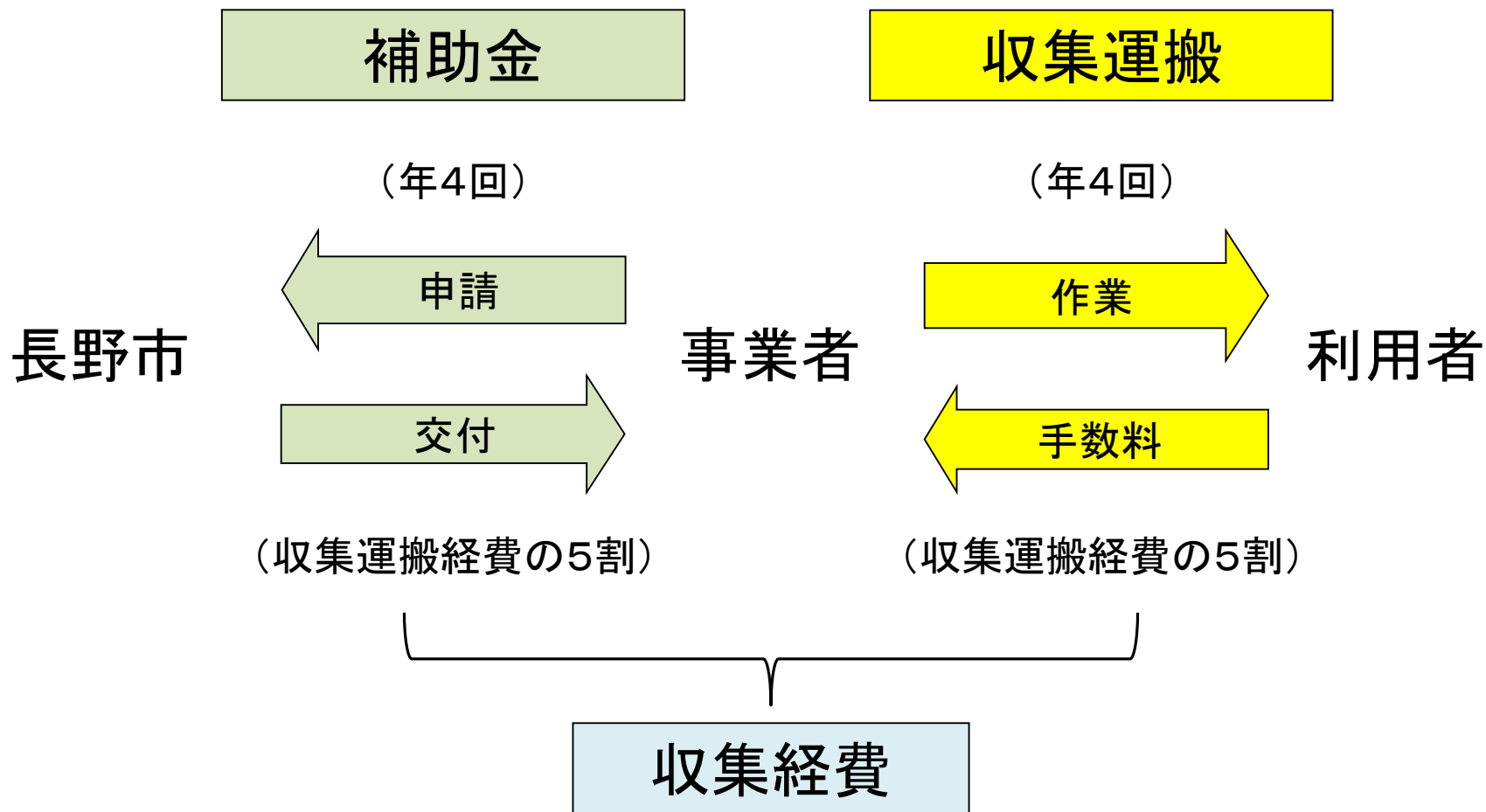
松代町大室・若穂・豊野

中間処理施設

信濃理化学工業(株)

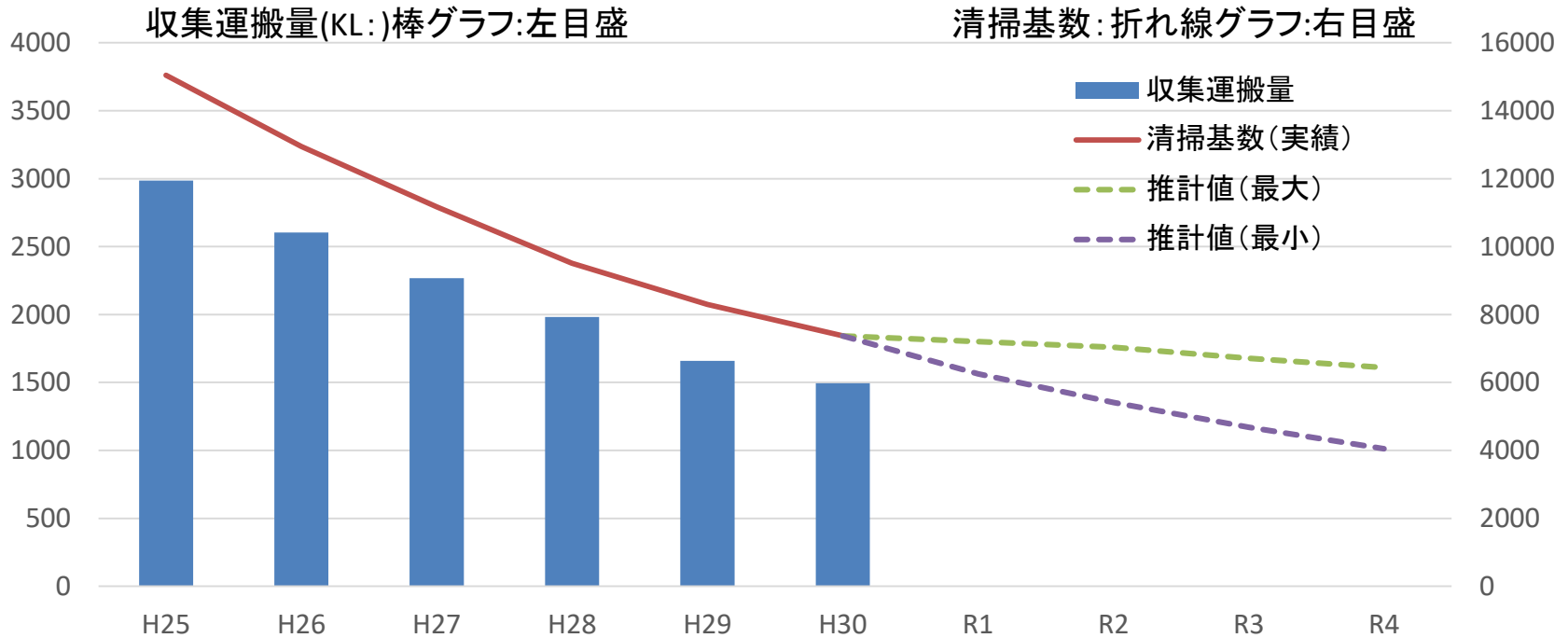
直営の長野市生活雑排水処理場がH16年度に廃止になり、
H17年度から中間処理を全量委託

※戸隠、鬼無里、中条地区は簡易浄化槽設置なし



- ◆3か月ごと年4回の定期収集運搬(清掃)で水環境の保全が図られる
- ◆汚泥収集の際、高圧洗浄装置で壁面の汚れを洗浄することから、「清掃」とも称する

清掃基数と処理量の推移



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2・3・4
清掃基数	15,049	12,945	11,173	9,514	8,297	7,371	合計推計 6,255 ~7,203	合計推計(年平均) 4,713~6,730

◆H25~H30は実績値、R元年度以降は推計値

生活雑排水処理手数料見直しの方法

手数料(収集原価)の算定

$$\text{収集原価} = \text{収集経費} \div \text{清掃基数}$$

収集経費

=

長野市全体の収集経費

1台・1か月当たりの経費(人件費・車両費等)を
基に稼働車両台数から収集経費を算出

清掃基数

=

令和2～4年度の平均

生活雑排水処理手数料は、収集運搬(清掃)にかかる経費の負担

他市の状況(県内)

No.	市名	従量制 (150ℓ以上200ℓ未満)	説明
1	飯山市	2,880円	100ℓ以上200ℓ以下
2	安曇野市	2,592円	150ℓ以上250ℓ以下
3	駒ヶ根市	2,570円	1回当たり
4	飯田市	2,365円	250ℓまで
5	岡谷市	2,321円	180ℓ以上18ℓリットルにつき211円加算
6	茅野市	2,310円	180ℓまで2,100円18ℓにつき210円加算
7	須坂市	2,300円	150ℓ以上200ℓ未満
8	諏訪市	2,189円	180ℓ未満1,990円18ℓにつき199円加算
9	千曲市	2,060円	150ℓ以上200ℓ未満
10	東御市	2,000円	1回当たり2,000円
11	松本市	1,944円	110ℓ以上250ℓ以下
12	中野市	1,940円	150ℓ以上200ℓ未満
13	塩尻市	1,913円	200ℓ以上10ℓ当たり95円
14	佐久市	1,814円	10ℓ当たり90.7円
15	大町市	1,700円	1回当たり
16	小諸市	1,688円	18ℓ当たり152円
17	上田市	1,570円	200ℓ未満
18	長野市	1,181円	150ℓ以上200ℓ未満
19	伊那市	540円	1回当たり

(参考) 現行手数料算定時の経費、手数料・補助金の推移

生活雑排水収集車両1台・1か月当たりの収集経費

科目	金額(円)	構成比 (%)	内訳
① 人件費	499,185	50	給料・賞与・諸手当・社会保険料等
② 福利厚生費	24,306	2	退職積立金・被服費等
③ 車両費	253,185	25	車両減価償却費・公租公課・保険料等
④ 流動費	112,547	11	修繕費・燃料費・消耗品費等
管理経費	115,599	12	事務諸経費(①～④合計×13%)
合計	1,004,822	100	

手数料・補助金改定の推移

150ℓ以上200ℓ未満の金額

(単位:円)

	H20	H23	H26	H29	H30	R1
手数料	846 (2.7%)	880 (4.0%)	965 (9.7%)	1,053 (9.2%)	1,117 (6.1%)	1,181 (5.8%)
補助金	1,210	1,260	1,344	1,315	1,251	1,187

◆H28以前は市が6割を補助し、市民は4割負担

◆H29から段階的に補助率を引き下げ、R元年度から5割補助、市民は5割負担